

成年後見制度住民向け学習会を開催！

令和4年2月15日（火）小美玉市生涯学習センターコスモスにて、水戸市社会福祉協議会と小美玉市が共催で、成年後見制度の普及啓発を目的とした「成年後見制度住民向け学習会」を開催しました。学習会には、地域住民や福祉事業所職員等26名が参加し、判断能力が低下した際や他界した際に備え、成年後見制度の概要の他、相続やエンディングノートの活用法について学びました。

講演 相続が争族にならないために！

～成年後見制度まで見据えた生活設計をしよう～

講師：宮田 久雄 ファイナンシャルプランナー（株宮田財務）

学習会では、「成年後見制度は、認知症等の判断能力が低下したご本人を、法律的に守ってくれる制度である。また、成年後見制度には、元気なうちから事前に契約しておくことのできる『任意後見制度』と、認知症になってから利用できる『法定後見制度』の2つの制度がある。成年後見制度を含めて、自分らしく生きていくために、今から将来のことを考えておく必要がある」との話がありました。



成年後見制度のメリットについて説明

また、『「相続は“生前”の対策で80%決まる』とされている。相続は感情で左右されるとあるように、生前中に子から親へ財産の話をする、親は感情を害してしまうことも多いと聞く。相続をきっかけに残された家族が争うことがないようにするために、自身が中心となり、子と話し合いながら、相続税の節税や遺言など将来に向けて備えておかななくてはならない。』



“家族想いの人”になるために、今から行動を！

そして、「将来を考える際に、エンディングノートを活用して、財産をリスト化したり、自身に介護や医療が必要になった際の希望を書いておくことで、将来どのように過ごしたいか自身でまとめることができるとともに、家族へも伝えやすくなる。また、エンディングノートには、『大切な人へのメッセージ』を残すこともできるため、日頃からメッセージを記しておく」との話がありました。

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。